

低入札による履行確認調査取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、高座清掃施設組合入札・契約制度検討委員会設置規程（平成18年訓令第1号。以下「規程」という。）第2条に規定する低入札価格による契約の履行の確認に関し、必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 対象となる工事等は、高座清掃施設組合が発注する一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、高座清掃施設組合契約規則（平成18年規則第7号。以下「規則」という。）第15条に規定する最低制限価格を定めて入札を行う場合以外のものとする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、規則第14条に規定する予定価格の50パーセントの額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札を行うときは、入札の公告に次に掲げる事項を記載し、高座清掃施設組合ホームページ及び総務課窓口等において、入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格を設けていること。
- (2) 入札の最低価格が調査基準価格未満の場合は、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定したうえその結果を各入札参加者に通知すること。
- (3) 調査基準価格未満の価格（以下「低入札価格」という。）をもって申込みをした者は、最低価格をもって申込みをした者（以下「最低価格者」という。）であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 低入札価格をもって申込みをした者は、事後の調査に協力すべきこと。

(入札の執行)

第5条 入札を執行する職員（以下「入札執行者」という。）は、開札した場合において、低入札価格をもって申込みをした者がいるときは、入札参加者に対して落札者の決定を保留する旨を宣言し、予定価格以下の金額をもって申込みをした者の業者名及び入札金額を発表し、かつ後日落札者を決定したうえ、その内容を入札参加者に対して通知する旨を告げて入札を終了するものとする。

(調査依頼)

第6条 総務課長は、前条の規定により入札を終了したときは、当該低入札価格をもって申込みをした者により当該入札に係る契約の内容に適合した履行が確保できるかについて高座清掃施設組合入札・契約制度検討委員会（以下「検討委員会」という。）に調査を依頼しなければならない。

(検討委員会の任務)

第7条 検討委員会は、低入札価格をもって申込みをした者について入札における適正な契約の履行の可否について調査を行い、当該判断をしなければならない。

(調査事項)

第8条 検討委員会が行う調査は、次に掲げる事項のうち、委員長が必要と認める事項について行う。

- (1) 入札金額を積算した経過
- (2) 履行場所と営業所等との位置関係及び人員配置状況
- (3) 契約履行に必要な設備、資材等の状況
- (4) 官公庁を相手方とする過去の契約履行状況及び履行中の契約状況
- (5) 経営状況、賃金不払状況、下請代金遅延状況
- (6) その他委員長が必要と認める事項

2 調査は、入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により行う。

(調査結果の通知)

第9条 委員長は、前条による調査が終了したときは、その結果を総務課長に通知するものとする。

(判断結果の手続き)

第10条 総務課長は、前条の通知を受けたときは、入札参加者に対する手続きの措置を、次のとおり行うものとする。

- (1) 最低価格者が適正な契約履行がされると認められた場合は、直ちに当該最低価格者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者にもその旨を通知する。
- (2) 最低価格者が適正な契約履行がされないと認められた場合は、当該最低価格者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。この場合において、次順位者が低入札価格であるときは、最低価格者と同様

の手続きを行う。最低価格者及び次順位者以外の入札参加者のうち最低価格をもって申込みをした者が低入札価格である場合もまた同様とする。

- (3) 前号に規定する判断がされたときは、直ちに最低価格者を落札者とし、次順位者には落札者となつた旨を通知をし、及び他の入札参加者にその旨を通知するものとする。

- 2 入札執行者は、前項の措置をとつた場合には、入札経過調書に当該措置の内容及び経過を記載するものとする。この場合において、入札経過調書の落札者の欄には、「調査後決定」と、落札者とし、最低価格者又は最低価格者及び次順位者の欄には、「調査後失格」と記載するものとする。

(監督体制の強化等)

- 第 11 条 総務課長は、前条の規定により落札者を決定した場合は、当該契約の主管担当課等の長に、監督体制の強化、その他契約の内容に適合した履行を確保するために必要な措置を講ずるよう促すものとする。

附 則

この基準は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。